

正会員・地域支部・賛助会員の皆さま



【第20号】2019年11月5日

一般社団法人 住活協リフォーム



jkk-r mail magazine

【改正建築物省エネ法の一部が11月16日から施行されます】

本年5月17日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）」の施行に関し、施行期日を定める政令及び関係政令の整備に関する政令が、11月1日（金）、閣議決定されました。

<スケジュール>

公布：令和元年11月7日（木）

施行：令和元年11月16日（土）

<改正概要>

- ①届出制度における所管行政庁による計画の審査の合理化
- ②住宅トップランナー制度の対象への注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者の追加
- ③省エネ性能向上計画の認定（容積率特例）の対象への複数の建築物の連携による取組の追加
- ④その他所要の改正

▼国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000904.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000904.html)

メルマガ配信先の追加・変更等のご要望がございましたら、会社名、ご氏名、メールアドレスを下記宛てにご返信下さい。

返信先：[info@jkk-r.or.jp](mailto:info@jkk-r.or.jp)

\*\*\*\*\*

配信元@一般社団法人

住活協リフォーム 事務局

URL：<http://www.jkk-r.or.jp/>

\*\*\*\*\*